

総長候補者の選考の手續・方法に関する基準

平成27年3月20日
総長選考会議決定

令和5年6月12日
総長選考・監察会議決定

令和5年11月7日
総長選考・監察会議決定

国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程（平成17年規第3号）第6条第3項の規定に基づき、国立大学法人東北大学総長候補者の選考の手續・方法に関する基準を次のとおり定める。

1. 一次候補者及び二次候補者の選考手續

- (1) 総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、書類選考の審査基準を決定する。
- (2) 所信表明書等の記載事項を決定する。
- (3) 推薦された総長候補者をもとに、一次候補者を決定する。ただし、選考・監察会議が特に必要と判断した場合は、一次候補者を追加することができる。
- (4) 一次候補者に「履歴書」及び「所信表明書」の提出を求める。
- (5) 一次候補者全員の氏名、所属等を開示する。
- (6) 一次候補者のうちから書類選考により二次候補者を3人程度選出する。

2. 最終候補者の選考手續

- (1) 最終選考の判断基準を決定する。
- (2) 二次候補者に最終選考の判断基準に応じた追加資料の提出を求める。
- (3) 二次候補者の面談を実施する。
- (4) 二次候補者のうちから合議により最終の総長候補者1人を選考する。ただし、合議により決定することができない場合は、選考・監察会議委員による投票により総長候補者を決定する。

3. その他

- (1) 選考・監察会議は選考の結果、選考の理由及び選考の過程を公表するほか、選考の途中過程についても、可能な限りウェブサイトへの掲載等により情報を開示し、選考過程の透明性の確保に努める。
- (2) 選考・監察会議委員が総長候補者として推薦された場合、同会議委員を辞任する。
- (3) この基準に定めるもののほか、選考の実施に関する必要事項は、選考・監察会議がその都度定める。